

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第4項第1号の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に雇用される有期雇用教職員の労働条件、服務その他就業に関する事項を定めることを目的とする。 (中 略) (懲戒の事由及び手続)</p> <p>第61条 有期雇用教職員の懲戒の事由及び手続については、国立大学法人京都大学教職員懲戒規程(平成16年達示第86号)を準用する。 (後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第4項第2号の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に雇用される時間雇用教職員の労働条件、服務その他就業に関する事項を定めることを目的とする。 (中 略) (懲戒の事由及び手続)</p> <p>第53条 時間雇用教職員の懲戒の事由及び懲戒の手続については、国立大学法人京都大学教職員懲戒規程(平成16年達示第86号。以下「懲戒規程」という。)を準用する。 (後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程 (平成16年達示第78号)</p> <p>(前 略) (懲戒)</p> <p>第17条 再雇用職員の定年退職となった日までの引き続き教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第49条の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。 (後 略)</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(懲戒の事由及び手続)</p> <p>第61条 有期雇用教職員の懲戒の事由及び手続については、<u>就業規則第48条の2及び国立大学法人京都大学教職員懲戒規程</u>(平成16年達示第86号)を準用する。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(懲戒の事由及び手続)</p> <p>第53条 時間雇用教職員の懲戒の事由及び懲戒の手続については、<u>就業規則第48条の2及び国立大学法人京都大学教職員懲戒規程</u>(平成16年達示第86号)を準用する。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第17条 再雇用職員の定年退職となった日までの引き続き教職員としての在職期間中の行為が、<u>就業規則第48条の2</u>の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。</p> <p>附 則 この規程は、平成19年6月28日から施行する。</p>